

一般社団法人南アルプス市観光協会役員及び事務局職員慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人南アルプス市観光協会（以下「協会」という。）役員及び事務局職員（以下「役職員」という。）及び家族に対する慶弔金の給付を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象者は、協会定款第19条で定める役員及び第45条第2項で定める職員について適用する。

2 臨時職員等の慶弔見舞金については、その都度定めるものとする。

(祝金)

第3条 役職員の結婚、役職員及び配偶者が出産したときは、次の区分により祝金を給付する。ただし、在職して1年以上の期間がある者とする。

(1) 役職員が結婚したとき 10,000円

(2) 役職員及び配偶者が出産したとき 5,000円

(見舞金)

第4条 役職員が傷病又は役職員の居住する住宅が水害、火災等の災害にあったときは、次により見舞金を給付する。

(1) 役職員が傷病のため2週間以上の入院加療したとき又は、3週間以上の在宅療養をしたときは、5,000円とする。

(2) 役職員の居住する住宅が水害、火災等の被害にあったときは、5,000円とする。

(弔慰金等)

第5条 役職員が死亡したときは遺族に、役職員の配偶者又は役職員の被扶養者が死亡したときは、役職員に次のとおり給付する。

(1) 役職員の死亡 10,000円

(2) 役職員の配偶者の死亡 5,000円

(3) 役職員の実父母、養父母又は子の死亡 5,000円

(4) 義父母の死亡（役職員と同居している、又は役職員、役職員の配偶者が喪主の場合） 5,000円

(返礼の禁止)

第6条 この規程に基づいて行われる慶弔等の行為に対しては金品等の返礼は禁止する。

(委任)

第7条 この規程により難いときは、会長の決定による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。